

コンクリートの診断採用強度について

採用強度については、下記に従って下さい。

- ① コンクリート強度の試験結果は工期、階単位で算出し、採用強度は供試体平均強度から標準偏差の1/2を差し引いた値としてよい。ただし設計基準強度を上回る場合は診断採用強度を診断基準に従って、設計基準強度とするか1.25倍以下の設計強度とすること。

- ② 試験結果にばらつきがあり、標準偏差が大きい場合は採用強度に注意をすること。

- ③ コンクリート強度の試験結果の平均値が13.5N/mm²以下の場合、(財)日本建築防災協会「耐震診断基準」の適用外であることから原則として第2次及び第3次診断の判定対象外とする。

なお、平均値が13.5N/mm²以下の場合、当該階で追加のコンクリート強度試験を行い、元試験結果を含めた平均値が13.5N/mm²を超える場合は、「耐震診断基準」の適用範囲として扱う。

- ④ 下記による場合は、判定対象とするかどうか、事前に協議して決定する。

(社)建築研究振興協会「既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル2012年版」などを参考にした低強度コンクリート建物に対する現地調査および診断を行った場合。